

平成30年度

児童クラブ共済制度 児童クラブ支援員共済制度

申込手続きが
とても簡単!!



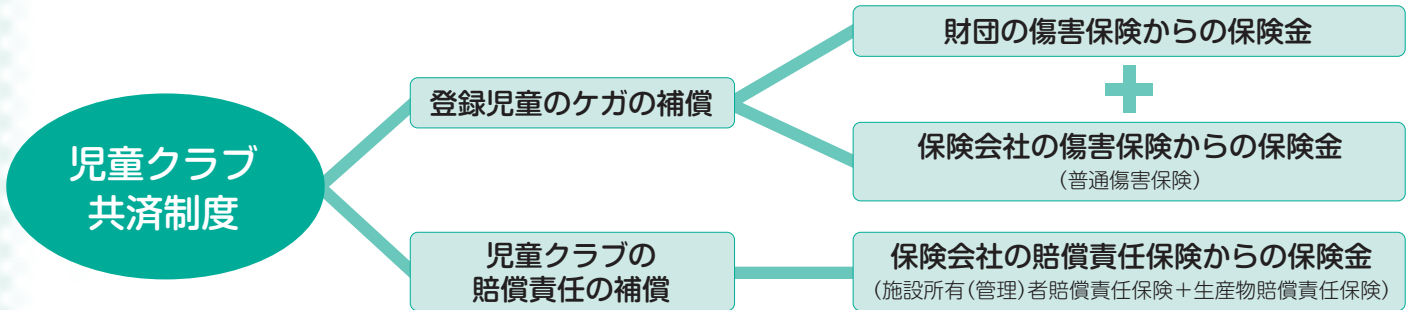
保険期間：平成30年4月1日から平成31年4月1日まで

一般財団法人 児童健全育成推進財団（認可特定保険業者）

（引受保険会社）三井住友海上火災保険株式会社（幹事）
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
東京海上日動火災保険株式会社

1 児童クラブ共済制度

「児童クラブ共済制度」は「児童クラブの登録児童が、児童クラブ活動中にケガをした場合の補償（財団の保険と保険会社の保険の合算）」と「児童クラブが賠償責任を負った場合の補償（保険会社の保険のみ）」がセットされている制度です。



補償の内容

補償の対象となる主な事故

<登録児童のケガ>

登録児童が、保険期間中に、児童クラブの施設内で活動中、もしくは児童クラブ支援員の指導のもとに施設外で活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被った場合に保険金をお支払いします。また、学校・自宅と児童クラブの往復途上(合理的な経路および方法により往復している間)や、児童クラブが主催して行う遠足等の野外活動中も対象となります。また、熱中症、細菌性・ウィルス性食中毒も補償の対象となります。

<児童クラブの賠償責任>

被保険者である児童クラブが、保険期間中に、次のような事故により登録児童またはその他の第三者の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失・破損または汚損した場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

例) ①児童クラブが所有・使用、または管理している施設・設備・用具等の管理上の不備による事故(施設所有(管理)者賠償責任保険)

<例>児童クラブの本棚の設置に不備があり、倒れてきたため児童が下敷きとなってケガをした。



(注) 上記施設・設備・用具等自体の破損・汚損等はお支払いの対象とはなりません。

例) ②児童クラブが登録児童に対して行う指導・業務上の過失による事故(施設所有(管理)者賠償責任保険)

<例>火災が発生し、誘導のしつぱから児童がケドをした。

<例>児童遊園に引率していく途中、監督不十分のため児童が交通事故にあった。



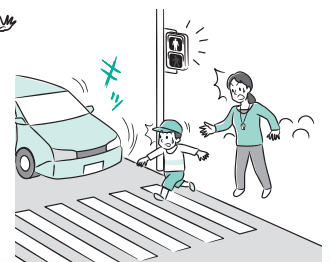
例) ③児童クラブが提供した飲食物に起因する事故

(生産物賠償責任保険)

<例>児童クラブで児童に与えたおやつが原因で食中毒になった。



(注) 飲食物の製造者等に責任があり、児童クラブに責任が無い場合にはお支払いの対象とはなりません。



ご注意

- ご加入に当たって登録児童の名簿が備え付けられていることが必要です(保険金請求時に必要となります。)。また、必ず登録児童全人数でご加入ください。

保険金額と保険料

◆登録児童の傷害(ケガ)の補償(財団の傷害保険および特約と保険会社の普通傷害保険および特約で構成されています。)

保険金の種類	A型の保険金額と保険料			B型の保険金額と保険料		
		うち 財団部分	うち 保険会社部分		うち 財団部分	うち 保険会社部分
死亡・後遺障害保険金額	300万円	200万円	100万円	1,000万円	600万円	400万円
入院保険金日額	5,000円	4,000円	1,000円	7,500円	6,000円	1,500円
手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 ② ①以外の手術の場合			【入院保険金日額】×10 【入院保険金日額】×5		
通院保険金日額	2,000円	1,500円	500円	3,000円	2,000円	1,000円
療養保険金(30日以上療養)	2万円(財団の保険部分のみ)			3万円(財団の保険部分のみ)		
登録児童1名あたりの保険料 (12か月分)	1,800円	うち 財団部分 1,245円	うち 保険会社部分 555円	3,600円	うち 財団部分 2,134円	うち 保険会社部分 1,466円

(注) 財団の特約 留守家庭児童団体傷害保険特約 保険会社の特約 留守家庭児童団体傷害保険特約(準記名式契約)
熱中症危険補償特約
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約

◆児童クラブの賠償責任の補償(保険会社の施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険で構成されています。)

◀補償内容▶

施設所有(管理)者賠償責任保険(児童クラブの施設・運営・管理上の不備による事故等)

区分	保険金支払限度額
身体障害	1名5,000万円、1事故3億円(免責金額1事故1,000円)
財物損壊	1事故500万円(免責金額1事故1,000円)

生産物賠償責任保険(児童クラブが提供した飲食物に起因する事故(製造者に責任がある場合を除きます。))等)

区分	保険金支払限度額
身体障害	1名3,000万円、1事故・保険期間中3億円(免責金額1事故1,000円)

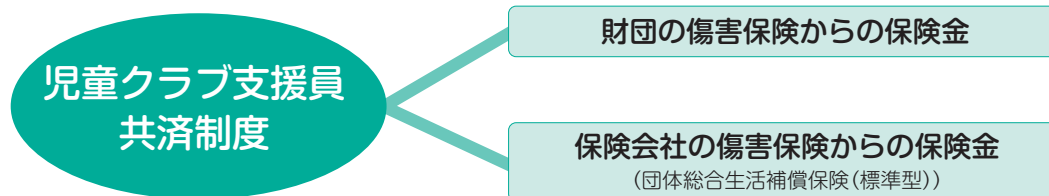
◀保険料▶

登録児童1名あたりの保険料	200円
---------------	------

(注) 賠償責任の補償のみのご加入はできません。「傷害(ケガ)の補償」とのセットでご加入ください。



児童クラブ支援員共済制度は、児童クラブ支援員(おもに地方公務員災害補償法の適用を受けることのできない児童クラブ等の支援員および補助員等)が就業中にケガをした場合の制度(財団の保険と保険会社の保険の合算)です。

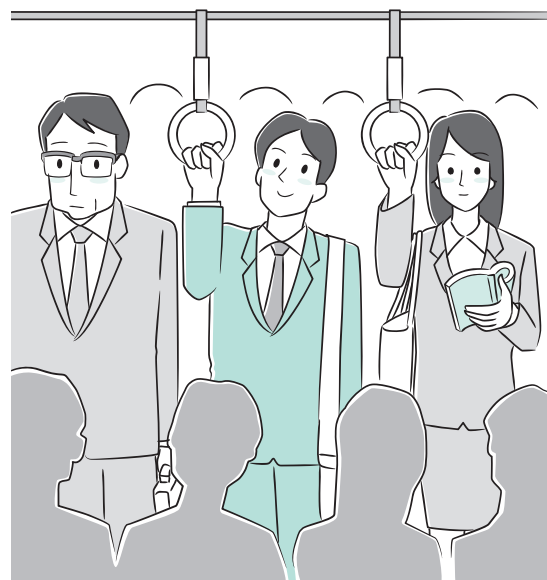


補償の内容

補償の対象となる主な事故

児童クラブの内外を問わず、児童クラブ支援員が就業中に急激かつ偶然な外来の事故でケガを被った場合に保険金をお支払いします。また、熱中症、細菌性・ウィルス性食中毒も補償の対象となります。

(注)就業中とは、児童クラブ支援員としての職務に従事している間などを指すものであり、研修会、関係会議に出席した場合などのほか、児童クラブへの往復途上(合理的な経路および方法により往復している間)も対象となります。



☆保険会社部分のすべての保険金については、「傷害」という名称が冒頭につきます。

◆児童クラブ支援員の傷害(ケガ)の補償 (財団の傷害保険および特約と保険会社の団体総合生活補償保険(標準型)および特約で構成されています)

保険金の種類	A型の保険金額と保険料			B型の保険金額と保険料			C型の保険金額と保険料		
		うち 財団部分	うち 保険会社部分		うち 財団部分	うち 保険会社部分		うち 財団部分	うち 保険会社部分
死亡・後遺障害保険金額☆	500万円	350万円	150万円	1,000万円	700万円	300万円	2,000万円	1,400万円	600万円
入院保険金日額☆	4,000円	3,200円	800円	8,000円	6,400円	1,600円	16,000円	12,800円	3,200円
手術保険金☆	① 入院中に受けた手術の場合 【入院保険金日額】☆×10 ② ①以外の手術の場合 【入院保険金日額】☆×5								
通院保険金日額☆	2,000円	1,700円	300円	4,000円	3,400円	600円	8,000円	6,800円	1,200円
療養保険金(30日以上療養)	1万円(財団の保険部分のみ)			2万円(財団の保険部分のみ)			4万円(財団の保険部分のみ)		
最高稼働人数1名あたりの 保険料 (12か月分)	4,500円	うち 財団部分 3,220円	うち 保険会社部分 1,280円	9,000円	うち 財団部分 6,450円	うち 保険会社部分 2,550円	18,000円	うち 財団部分 12,900円	うち 保険会社部分 5,100円

(注) 財団の特約 児童厚生員・児童クラブ支援員補償特約 保険会社の特約 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約
 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約
 熱中症危険補償特約
 準記名式契約(一部付保)特約

- 上記は職種級別A(教員等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 保険会社の保険部分…団体割引20%適用
- 保険金額はご加入いただいた被保険者の人数に従った割引率で決定されますので、募集の結果上記と異なる保険金額に変更される場合があります。この場合、死亡・後遺傷害保険金額を割引率に応じた金額とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

ご加入にあたって

- 児童クラブ支援員共済の保険料は1日あたりの最高稼働人数をもとに計算してください。
- 最高稼働人数の設定にあたっては保険開始月の最高稼働人数をご申告の上お手続きください。
- ご加入後に最高稼働人数が変動する際は財団まで必ずお申し出ください。

ご注意!

最高稼働人数のご申告について

保険金請求時にご加入当時にご申告いただいている最高稼働人数が実際の人数と相違しているケースが多くなっております。この場合、**保険金のお支払いがスムーズにできなくなる可能性があるため**、正しい最高稼働人数のご申告をお願いいたします。以下の場合には特にご注意が必要です。

	例	正しい申告内容																		
①	児童クラブ支援員数が午前3名、午後3名の場合。 <シフト表> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aさん</td> <td>○(*1)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Bさん</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Cさん</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>Dさん</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3名</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table> (*1) 出勤する場合「○」を記入。		午前	午後	Aさん	○(*1)	○	Bさん	○	—	Cさん	—	○	Dさん	○	○	計	3名	3名	ご申告いただく最高稼働人数(*2) (誤) 3名 → (正) 4名 (*2) 1日あたりの延べ稼働人員の最大人数をいいます。
	午前	午後																		
Aさん	○(*1)	○																		
Bさん	○	—																		
Cさん	—	○																		
Dさん	○	○																		
計	3名	3名																		
②	加入時の児童クラブ支援員数は2名だったが、夏休みの受入児童数増加にともない7月1日から児童クラブ支援員数を4名に増やす場合。	・加入時：最高稼働人数2名。 ・増加時：2名増加する旨を6月30日までに変更通知書にて財団宛にご連絡ください。																		

保険金をお支払いする場合と保険金のお支払額

※印を付した用語については、9ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

「登録児童の傷害(ケガ)の補償」

保険金は健康保険・生命保険・加害者からの賠償金等の支払いや児童クラブの賠償責任の有無等とは関係なく、お支払いします。

- **①死亡保険金**：保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。
(注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
- **②後遺障害保険金**：保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。
(注1) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。
(注2) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
(注3) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。
(注4) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。
- **③入院保険金**：保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合、[入院保険金日額]×[入院の日数]をお支払いします。
(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。
(注2) お支払いする入院の日数は180日が限度となります。
(注3) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。
- **④手術保険金**：保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられたとき、次の算式によって算出した額をお支払いします。
① 入院*中に受けた手術の場合 [入院保険金日額]×10
② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額]×5
(注) 1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
- **⑤通院保険金**：保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合、[通院保険金日額]×[通院の日数]をお支払いします。
(注1) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。
(注2) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院の日数は90日が限度となります。
(注3) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。
(注4) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。
- **⑥療養保険金(財団の保険)**：入院・通院日数が30日以上となる医師の加療を受けたとき、前記③④⑤の保険金に上乗せしてお支払いします。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

財団の特約 保険会社の特約	留守家庭児童団体傷害保険特約をセットしておりますので、被保険者が施設の管理下にある間のケガに対して、上記保険金を支払います。 「施設の管理下」とは、次のいずれかに該当する間をいいます。 ①施設内にいる間 ②施設の行事(*1)に参加している間 ③住居と施設(*2)とを、合理的な経路および方法により往復している間 ④学校または幼稚園と施設(*2)とを、合理的な経路および方法により往復している間 (*1) 施設の行事 施設の行事としての遠足等で、施設の職員が引率するものをいいます。 (*2) 施設 施設以外の場所で施設の行事(*1)が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。
保険会社の特約	熱中症危険補償特約をセットしておりますので、日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。)をお支払いします。
保険会社の特約	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約をセットしておりますので、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガに含め、傷害保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金をいいます。)をお支払いします。

「児童クラブの賠償責任」

保険金をお支払いする主な場合は「補償の内容」(1ページ)をご参照ください。

<お支払いの対象となる損害>

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

1 児童クラブ共済制度

保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、9ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

「登録児童の傷害(ケガ)の補償」(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金)

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ
- 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
- 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
- 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないもの
- 入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- 原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎
- 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
- 下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ

など

補償対象外となる運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動

(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

(*2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(*3) 職務として操縦する場合を除きます。

(*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)を除きます。

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

「児童クラブの賠償責任の補償」

①普通保険約款および賠償責任保険追加特約(自動セット)でお支払いしない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(じょう)、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出または溢(いっ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取または吸引
 - ◇石綿等への曝露(ばくろ)による疾病
 - ◇石綿等の飛散または拡散

など

②特別約款でお支払いしない主な場合—施設所有(管理)者特別約款

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢(いっ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢(いっ)出による財物の損害

など

③特別約款でお支払いしない主な場合—生産物特別約款

- 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体(生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。)に対する損害(使用不能または修補に起因する損害を含みます。)
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について講じるべき回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)を被保険者が正当な理由なく怠ったときの、以後発生する同一の原因に基づく損害

など

(注) 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険金をお支払いする場合と保険金のお支払額

※印を付した用語については、9ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）
 ☆保険会社部分のすべての保険金については、「傷害」という名称が冒頭につきます。

「児童クラブ支援員の傷害(ケガ)の補償」

保険金は健康保険・生命保険・加害者からの賠償金等の支払いや児童クラブの賠償責任の有無等とは関係なく、別枠でお支払いします。

- ①死亡保険金**☆：保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額*の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。
 （注）既にお支払いした後遺障害保険金*がある場合は、死亡・後遺障害保険金額*から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
- ②後遺障害保険金**☆：保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額*の100%～4%をお支払いします。
 （注1）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金*をお支払いします。
 （注2）既にお支払いした後遺障害保険金*がある場合は、死亡・後遺障害保険金額*から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金*は、死亡・後遺障害保険金額*が限度となります。
 （注3）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金*をお支払いします。
 （注4）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。
- ③入院保険金**☆：保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合、[入院保険金日額*] × [入院*の日数]をお支払いします。
 （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金*をお支払いしません。また、お支払いする入院*の日数は180日が限度となります。
 （注2）入院保険金*をお支払いする期間中にさらに入院保険金*の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、入院保険金*を重ねてはお支払いしません。
- ④手術保険金**☆：保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合、次の算式によって算出した額をお支払いします。
 ① 入院*中に受けた手術の場合 [入院保険金日額*] × 10
 ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額*] × 5
 （注）1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
- ⑤通院保険金**☆：保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合、[通院保険金日額*] × [通院*の日数]をお支払いします。
 （注1）通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について通院*したものとみなします。
 （注2）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金*をお支払いしません。また、お支払いする通院*の日数は90日が限度となります。
 （注3）入院保険金*をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金*をお支払いしません。
 （注4）通院保険金*をお支払いする期間中にさらに通院保険金*の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、通院保険金*を重ねてはお支払いしません。
- ⑥療養保険金(財団の保険)**：入院・通院日数が30日以上となる医師の加療を受けたとき、前記③⑤の保険金に上乗せしてお支払いします。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

財団の特約 ※児童厚生員・児童クラブ支援員補償特約	次に掲げるケガ*に限り、上記保険金*をお支払いします。 ①②以外の場合 職業または職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）のケガ ②被保険者が企業等の役員または事業主である場合 次のアまたはイのいずれかに該当する間のケガ ア. 企業等の役員または事業主としての職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）で、かつ、次のいずれかに該当する間 ・企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中（被保険者の休憩中を除きます。） ・企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 ・取引先との契約、会議（会食を主な目的とするものを除きます。）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間 イ. 被保険者に対し労災保険法等(*)による給付が決定されるケガが発生した場合の職務従事および通勤中 (*) 日本国の労働災害補償法令をいいます。
保険会社の特約 ※就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約	熱中症危険補償特約をセットしておりますので、日射または熱射による身体の障害の場合も、傷害保険金(死亡保険金*、後遺障害保険金*、入院保険金*、手術保険金*および通院保険金*)をいいます。)をお支払いします。
保険会社の特約	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約をセットしておりますので、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガに含め、傷害保険金(死亡保険金*、後遺障害保険金*、入院保険金*、手術保険金*および通院保険金*)をいいます。)をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、9ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）
 ☆保険会社部分のすべての保険金については、「傷害」という名称が冒頭につきます。

「児童クラブ支援員の傷害(ケガ)の補償」

死亡保険金☆、後遺障害保険金☆、入院保険金☆、手術保険金☆、通院保険金☆

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ
- 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- 外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。）
- 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）
- 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
- 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的
他覚所見*のないもの
- 入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。）
- 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎
- 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
- 下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ

など

補償対象外となる運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽
量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動

(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）
をいいます。

(*2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(*3) 職務として操縦する場合を除きます。

(*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をい
います。）を除きます。

- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」(自動的セット)をセットしておりますので、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは、宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。



- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含みます。
 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
 また、「傷害」には日射または熱射による身体の障害を含むものとします。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見*のないものを除きます。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度*における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。
 ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療*に該当する診療行為(*2)
 - (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
 (*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限り、
 - ・肋骨・胸骨(鎖骨・肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り、
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

保険期間

- 平成30年4月1日午後4時(*)より平成31年4月1日午後4時までの1年間
- 保険期間の中途でもご加入できます。
(詳細は下記「児童クラブ共済制度／児童クラブ支援員共済制度への中途加入」をご覧ください。)

加入手続

①加入方法(添付のご加入の手順と記入例をご確認ください)

添付の加入申込票に必要事項をご記入、押印のうえ、同封の返信用封筒にて(一財)児童健全育成推進財団共済部あてにお送りください。ご加入の際は、加入申込票の記載内容を再度ご確認ください。

- 加入型は児童クラブでそれぞれひとつずつお選びください。
- 児童クラブ共済制度は児童クラブ内での一部の児童のみの加入はできません。必ず登録児童全人数でご加入ください。
- 児童クラブ支援員共済制度は登録児童クラブ支援員の保険期間中における1日あたりの最高稼働人数でご加入ください。

②保険料の送金

加入申込票の右にある郵便払込取扱票または銀行振込依頼書によりご送金ください。

- 請求書が必要な場合は、同封の請求書をご利用ください。

③申込締切日(加入申込票および保険料必着)

平成30年3月30日(金)

ご送金先

・郵便振替の場合
00100-7-542029
名義 一般財団法人 児童健全育成推進財団

・銀行振込の場合
みずほ銀行 渋谷支店 普通 1402250
名義 (一財)児童健全育成推進財団 クラブ共済きょうさいくち

④その他留意点

傷害保険のご加入に際しては、パンフレットのコピーを配布するなど被保険者の方へこの書面に記載された重要な事項を必ずご説明ください。

本パンフレットは(一財)児童健全育成推進財団のホームページ(<http://www.jidoukan.or.jp/>)でダウンロードすることもできます。また、児童クラブ共済制度、児童クラブ支援員共済制度の普通傷害保険および団体総合生活補償保険(標準型)は準記名方式であるため、登録児童および児童クラブ支援員の名簿の備え付けが必要となります。保険期間中に人数の変更がある場合等については以下をご確認ください。

●児童クラブ共済制度

<保険期間中の登録児童の増減>

登録児童の人数に増減が生じた場合は、加入者証に同封される登録児童数変更通知書に必要事項をご記入、押印のうえ、(一財)児童健全育成推進財団共済部あてにFAXまたは郵送でお送りください。

児童の増減員に伴う保険料の追加返還は、保険期間終了後にまとめてご精算いただきます。したがって増員の場合もご連絡の都度保険料をお支払いいただく必要はありません。なお、ご加入を脱退(解約)される場合にも、児童の増減員に対する精算を行う必要があります。

●児童クラブ支援員共済制度

<保険期間中の児童クラブ支援員の増減>

保険期間中における1日あたりの最高稼働人数に増減が生じた場合は、(一財)児童健全育成推進財団共済部までご連絡ください。

●ご加入内容の変更

ご加入後にご加入内容が変更となる場合は、事前に(一財)児童健全育成推進財団共済部または引受保険会社までご通知ください。詳しくは、普通傷害保険・団体総合生活補償保険(標準型)・賠償責任保険の「注意喚起情報のご説明」の「2.告知義務・通知義務等」をご参照ください。

●その他

この共済制度の保険期間は1年間となります(中途加入時を除く)。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

児童クラブ共済制度／児童クラブ支援員共済制度への中途加入

①中途加入月日・補償の終了日

中途加入は、申込月の翌月1日午前0時より加入できます。なお、加入月日に関わらず、補償の終了日は平成31年4月1日午後4時までです。

②中途加入方法

中途加入手続は前記「加入手続①加入方法および②保険料の送金」と同じです。加入月の前月末日までに(一財)児童健全育成推進財団共済部へ加入申込票の送付と保険料を郵便振替または銀行振込にてご送金ください。

加入者証

- 加入申込票の到着と、保険料のご入金を確認できましたら、加入者証を送付します。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

以下は主に傷害保険に関する説明です。賠償責任保険については「重要事項のご説明」の「その他のご説明」もご参照ください。

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店・引受保険会社または財団までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社または財団はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険会社の保険部分の保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて(一財)児童健全育成推進財団に保険金をお支払いします。(*3)

(*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故の受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、取扱代理店・引受保険会社または財団までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書

- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- ・被保険者であることを確認するための書類(保険契約者備付名簿(写)、被保険者数兼被保険者証明書、被保険者証明書(兼事故証明書)、請負契約書(写)、発注書(写)等)
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類

●保険金請求書類は加入者証と同時に送付予定です。保険金請求書類が到着する以前の事故の場合は引受保険会社からご案内申し上げます。
<代理請求人について>(普通傷害保険)(団体総合生活補償保険(標準型))

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいないう場合は、財団および引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は財団・取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限りません。

事故に関するお問い合わせ先

● 傷害事故の場合

三井住友海上火災保険株式会社 傷害疾病損害サポート部
傷害疾病第3保険金お支払センター TEL.03-3259-8107

● 賠償事故の場合

三井住友海上火災保険株式会社 火災新種損害サポート部
第1保険金お支払センター TEL.03-3259-6727

「必ず児童クラブ共済制度または児童クラブ支援員共済制度に加入している旨をお伝えください」

<共済制度について>

- お申込人となれる方は一般財団法人 児童健全育成推進財団に加入している児童クラブなどに限ります。
- 制度に加入できるのは児童福祉法第6条の3第2項に記載されている放課後児童健全育成事業で、その事業を目的として設置された団体等です。
- 財団の保険部分につきましては、「一般財団法人児童健全育成推進財団共済制度に関する規程」に基づき運営されます。

<損害保険について>

- お申込人となれる方は一般財団法人 児童健全育成推進財団に加入している児童クラブなどに限ります。賠償責任保険における記名被保険者も同様です。
- この制度の保険会社の保険部分は一般財団法人 児童健全育成推進財団が保険契約者となる団体契約です。申込人が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または申込人がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。
- 傷害(ケガ)の被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は一般財団法人 児童健全育成推進財団に加入している児童クラブの登録児童および支援員です。登録児童は「登録児童の傷害(ケガ)の補償」、支援員は「児童クラブ支援員の傷害(ケガ)の補償」の被保険者となります。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上火災保険株式会社は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京海上日動火災保険株式会社

(なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいでご案内します。)

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
- この保険(普通傷害保険)(団体総合生活補償保険(標準型))は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、一般財団法人 児童健全育成推進財団(認可特定保険業者)の傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりません。
- この保険(施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険)は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)
- 補償対象となる場合には保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

お問い合わせ先

● 一般財団法人 児童健全育成推進財団 共済部

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会ビル 7階 Tel.03-3486-2821(直通)

● 引受幹事保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 公務開発部営業第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 Tel.03-3259-3017

● 取扱代理店 有限会社 ナック

〒107-0061 東京都港区北青山 3-12-7-905 Tel.03-3406-1991